



生と性を学ぶ

からだと心の知識、そして人権での視点の「包括的性教育」を子どもたちに

東京・生活者ネットワーク政策調査室 日向 美砂子

■学校での性教育の現状

性の問題は、自己表現やリクロダクティブ・ヘルス/ライツに関わるたいせつな問題であるにもかかわらず、日本では家庭でも学校でも語り合うことがタブー化され、性教育の実践も阻まれてきました。いっぽうで、インターネット時代の前からの出版メディアも含めて性に関する過剰な情報が氾濫し、誤った知識や価値観が植え付けられているというのが現状です。結果、避妊や受精、妊娠についての正しい科学的知識を持つことができず、予期せぬ妊娠に至ってしまうことは悲しいことです。

生活者ネットワークは、自分も相手も大切にできる対等な関係をつくり、心と体を守るための性教育の実践を提起し続けてきました。いま、国際的には生殖器や妊娠についての知識だけでなく、性交、避妊、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止なども含めた「包括的性教育」が主流になっています。しかし、日本では「学習指導要領」にある以下の二つの規定により、小中学校での性教育が非常に実施しにくい状況にあります。

- ・小学5年の理科…人の受精に至る過程は取り扱わないものとする。
- ・中学1年の保健体育科…妊娠の経過は取り扱わないものとする。

これにより、「性交」について教えられないため、「いのち」がどのようにでき、産まれてくるかを知る機会を子どもたちは奪われているのです。

■政治介入により特に遅れた東京の性教育



特に、東京都では2003年に起きた七生養護学校事件によって、政治的な思惑から都内の学校全体での性教育が停滞する時代が続くという不幸な出来事がありました。都立七生養護学校（現在の特別支援学校・日野市）で、知的障

がいのある子どもたちに行われていた「こころとからだの学習」の授業内容が、都議によって行き過ぎた性教育と非難を受け、石原都知事（当時）も加担して、東京都教育委員会が当時の校長及び教職員に対し嚴重注意処分を行ったという事件です。

授業は、子どもたちが被害者にも加害者にもならないようにと、理解しやすく人形を使い具体的な言葉で教えたもので、北欧など諸外国では当たり前に行われている内容でした。その後、裁判で政治の教育への不当介入と認める判決が下されるようなひどい出来事でした。私も実際に小学生の保護者だった時代で、当時の学校や教員の自粛の雰囲気を目の当たりにしており、東京の性教育に与えた影響は甚大です。

■本当の意味で生と性を学ぶ「包括的性教育」を

いまは、当時に比べるとましにはなり、東京都教育委員会は、「性教育の手引き」を作成し、保護者全員の了解を得れば、学習指導要領を超えた内容に触れた授業もできるようになっています。東京・生活者ネットワーク女性部会が行った都教委へのヒアリングによると、産婦人科医を派遣する授業などで「性交」や「妊娠の過程」等に触れる場合には、この手引きを使っているそうです。現在、年に30校ほどの学校がこの産婦人科医派遣による授業を行っており、賛同しない保護者はほとんどいないとはいえ、子どもの学びを保障するには、やはり学習指導要領の改定が必要です。

文部科学省は、2021年から内閣府と連携し、性暴力防止のための「生命（いのち）の安全教育」を全国の学校で普及・展開しています。しかし、包括的性教育としての内容とはほど遠いのが現実です。

多くの国では、国連教育科学文化機関（UNESCO）の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に沿った包括的性教育が行われていると聞きます。まだまだ、見えない形で忍びよってくる政治的圧力に屈せず、子どもたちが生と性に関する知識、人権意識を学べるようにしていくのは大人の責任だと思います。